

香川県条例第65号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(へき地手当)</p> <p>第4条 略</p> <table><tr><td>1級</td><td>略</td></tr><tr><td>2級</td><td>略</td></tr><tr><td>3級</td><td>略</td></tr><tr><td><u>4級</u></td><td><u>100分の16</u></td></tr></table> <p>2・3 略</p>	1級	略	2級	略	3級	略	<u>4級</u>	<u>100分の16</u>	<p>(へき地手当)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <table><tr><td>1級</td><td>100分の4</td></tr><tr><td>2級</td><td>100分の8</td></tr><tr><td>3級</td><td>100分の12</td></tr></table> <p>2・3 略</p>	1級	100分の4	2級	100分の8	3級	100分の12
1級	略														
2級	略														
3級	略														
<u>4級</u>	<u>100分の16</u>														
1級	100分の4														
2級	100分の8														
3級	100分の12														

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。